

NIC-Japan セミナーシリーズ「台湾の教育制度・高等教育資格」

講演概要

本資料は、2022年7月11日(月)開催のNIC-Japan セミナーシリーズ「台湾の教育制度・高等教育資格」の講演概要をNIC-Japan がまとめたものです。本文の記載のスライド番号は、当日の[講演資料](#)に対応しています。

台湾の教育制度の概要

- ・ 台湾の一般的な教育制度は6-3-3-4制。(スライド5)
- ・ 台湾の高校教育は次の4つの類型に分かれる：普通型(一般高校)、技術型(職業高校)、綜合型(綜合高校)、単科型(科学、芸術、外国語、体育など)。また技術・職業教育として日本の高等専門学校に似た5年制専門学校がある。(スライド7, 8)

台湾の高等教育

- ・ 高等教育機関は一般大学と科学技術系大学(科学技術大学、技術学院、専門学校)に分かれ、所管省庁もそれぞれ高等教育司(高等教育局)と技術職業教育司(技術職業教育局)に分かれている。(スライド12)
- ・ 大学(学部)への進学要件は、高校卒業が一般的であるが、実際の要件は多彩である。例えば「大学入学同等学力認定標準」では高校の2年目または5年制専門学校3年目を修了し、それを証明する書類を有する者や、公務員試験の合格者に大学入学資格が認められたりする。(スライド34)

大学の入学選抜制度

- ・ 一般大学への進学方法は以下の3パターンに分けられる(スライド16)。
 - ① 繁星推薦入学：各高校の成績優秀者が受験可能。各受験生は本枠組みで1学科のみ出願可能。選考には学科能力試験の結果や高校での成績が用いられる。(スライド19)
 - ② 個人申請入学：最大6学科出願可能。受験生は自らの学科能力試験の得点と各学科の設ける最低基準を考慮しつつ受験学科を決める。選考には学科能力試験の結果、E-Portfolio、面接が用いられる。(スライド20, 21)
 - ③ 試験入学：繁星推薦入学、個人申請入学で進学先が決定していない生徒が受験する、セカンドチャンスとして位置づけられる。受験生は分科側験と呼ばれる学科能力試験とは別枠の試験を受け、その成績を考慮しつつ、最大100学科に出願する。選考には学科能力試験と分科側験(指定科目試験)の両試験の成績が用いられる。(スライド25)
- ・ 学科能力試験は、上記のすべての進学方法においてその結果が選考材料となる試験。受験科目は中国語、英語、数学A、数学B、社会、自然の6科目。(スライド17, 18)
- ・ E-Portfolioは、生徒の高校在学中の学習歴をシステムに蓄積し、選考のための資料として電子ファイル化したもの。システムは教育部が管理し、システムへの学習歴のアップロードは高校が行う。学習歴の内容は成績、部活、履修記録、成果物など多岐に渡る。(スライド22-24)

科学技術大学の入学選抜制度

- ・ 科学技術大学と技術学院への進学方法は①統一試験参加、②統一試験免除、③学力試験参加の3種類に分かれる。(スライド 26)
- ・ 統一試験は20科目あり、受験生は必須科目の中国語、英語、数学に加えて2科目受験する。(スライド 26)
- ・ 統一試験免除は高校の成績上位者や技術芸能分野で各種の賞を受賞している生徒等が対象で、対象の生徒は各大学の実施する特別入試を受験する。(スライド 26, 27)

転学制度

- ・ 台湾では5年制専門学校卒業生の4年制大学への転学など、転学入試(編入試験)が盛んである。また一般大学から科学技術大学に転学することも、その逆も可能。(スライド 29)
- ・ 転学試験は各大学で独自に実施され、試験科目は通常1~4科目程度だが、最近は書類審査のみの大学もある。(スライド 30)

高等教育の質保証

- ・ 台湾における高等教育機関の設置認可について規定する法令として、「大学法」、「大学法施行細則」、「私立学校法」、「専科以上学校総量発展規模與資源条件標準」等がある。特に「専科以上学校総量発展規模與資源条件標準」には、ST比、専任教員構造の基準、学部、大学院とプログラムの要件、定員の基準、調整、キャンパスと建築物面積などの詳細な規定がある。(スライド 35)
- ・ 大学評価制度については、対象大学により評価機関が異なる。一般大学については台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT)が、科学技術大学については台湾評鑑協会(TWAEA)が評価を実施している。2017年の制度改正により分野別評価が任意化され、機関別評価のみ受審義務が継続することとなった。(スライド 41-44)

台湾人留学生数、外国人留学生数の推移

- ・ 台湾人留学生への新規ビザ発行数は2018年の86,686件をピークに年々減少している。(スライド 50)
- ・ 台湾における外国人留学生数は2018年の129,207人をピークに減少傾向にある。(スライド 51)

海外での学歴の承認

- ・ 台湾人が海外の学校を卒業するなど海外での学習歴を有し、台湾での進学や就業を望む場合、外国にある台湾大使館で承認を受ける必要がある。(スライド 54)
- ・ 海外の学歴要件の一つが在学期間における海外滞在の時間である。海外高等教育機関に最低限在学しなければならない期間は、学士学位32か月、修士学位8か月、博士学位16か月、5年一貫制24か月、専門学校16か月と規定されている。(スライド 54)
- ・ 大使館での承認にあたっては、①証明書の原本を用いて外国にある台湾大使館で承認を受けるパターンと、②証明書のコピーを用いて、まず台湾外交部領務局でコピーの真正性の証明を受け、その

後外国にある台湾大使館にコピーを郵送して承認を受けるパターンの2種類がある。ただし②のパターンは利用可能な国に限られる。（スライド 55）

- ・ 台湾で学習歴が認められる海外の大学は、「教育部の外国大学参考リスト」に掲載の大学、または当該国政府や評価団体によって承認されている大学に限られる。外国大学参考リストとは、台湾教育部が国立暨南国際大學に委託して作成した大学一覧である。対象国は103か国で、機関ごとに名称や所在地、その他ア krediteーションの状況などがまとめられている。（スライド 56-59）

以上